## 岩手県医療局管理規程第6号

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

岩手県医療局長 大 槻 英 毅

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程の一部を改正する規程

医療局企業職員の給料の特別調整額支給規程(昭和42年岩手県医療局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

	改正前											改正後																
表第1	第1(第2条関係)											別	表第	1	(第	2 条團	<b></b> 【係)	)										
組織	区 分												√π 6 <del>5</del> h	ራት	区 分													
	1	種	2	種	3	種	4	種	5	種	6	種			組	織	1	種	2	種	3	種	4	種	5	種	6	種
本庁	[	略]					[略]	各]		[略]					本庁	:		[略]	]		•		[略] 医師支		[略]			
						ļ	医自	师支																师支				
							援担	<b></b>															援持	推進				
							監														ļ	監						
																							特色	命参				
																							<u>事</u>					
							薬	事指															薬	事指				
							導盟	监															導盟	<b></b>				
							[#	各]															[#	各]				
[略]														[略]									•					
[略]										'	L	[略	]															
	部分	)は、	下流	線の	部分	であ	る。								□□□	.1												

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。